

め、且其風を獎勵する事を怠らざるべく候。然り而して歐羅巴若くは亞米利加出身の判事をして、限りある時期内と雖も其判事として勤務すべき裁判所より以外の裁判所の裁判權に服従せしむる事は帝國政府の最も好まざる所なるに因り、該職に選任せられたる者は本日を以て日本國及び、國政府の間に訂結せられたる條約の約款に従ひ、日本帝國裁判所の裁判權に正當の服従を爲す事を要すべく候。

下名以上簡單に概説したる新制度は前掲の條約の實行せらるると同時に、之を實行し十二個年間は必ず之を繼續すへき筈に有之候。

帝國政府は若し必要ありと認むるに於ては前掲の期限以後も此新規なる裁判構成を維持すへしと雖ども、適當の時期に於て右の必要あると否とを決するは全く其權内の事たるへきを爰に明言致置候。

前述の方法は素と帝國の司法制度を改良するの目的を以て採用したるものなれども、帝國政府は又之を以て、國政府及び人民の權利及び利益は、新たなる條約に據りて十分の恭敬と保護とを受くへき事の十分なる保證と見做さるるに足るへきを希望致候

右得貴意候 敬具

明治二十二年 月 日 東京外務省に於て

外務大臣 伯 大 隈 重 信

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷一七文書並に舊條約彙纂參照

2 明治財政史第十一卷三三一、四〇一、四〇二頁

第二節 墨國との新條約締結顛末

締約提議 大隈外相による墨國との新條約締結は本邦に於ける安政條約改正事業の上に新轉機を開いた。當時日墨間には未だ條約關係はなかつたが、明治十五年十月日本駐劄白耳義公使ナイト G. Meyer は駐米墨國公使ロメロの依頼に應じ我國と新に條約締結のことを申込んだ。右に關する墨士哥側の意見は新條約中に治外法權を規定する事は日本の到底承諾し難い所なるべきが故に最惠國待遇交換を以て條約の基礎としようとするにあつた。然るに時の外務卿井上伯は此際如斯基礎を以て新たに條約締結をなすは條約改正事業を更に紛雜ならしめるの虞ありとし、之れを他の諸外國との條約改正完了後に延期することが望ましいが、若し墨國より特に切望あれば之れに應じてよいが、最惠國待遇交換を以て條約の基礎となすことには異存ある旨を回答した。蓋し井上外相の意は墨國に最惠國待遇を與へるときは墨國にも亦新に治外法權を與へるの結果となることを恐れたによるものである。此の如くにして井上外相時代には遂に談判開始の運びに至らなかつたが、明治二十年七月歐米諸國との條約改正談判中止せられた後、白耳義公使は再び日墨締約を斡旋するに至つた。茲に於て伊藤兼攝外相は外務省顧問デニソン氏をして條約草案起草せしめ之れを基礎として米國華盛頓に於て談判を開く可き旨を回答した。該草案の要領は

一、裁判權に關しては相互的に在留國の法權に服従せしむること。

二、通商航海事項には相互的に最惠國待遇を與ふること。

三、條約期限を短期とし、且つ何時にても若干月の豫告を以て解約し得るものとする。こと。

の如きものであつた。

然るに右本邦提案に對し白國公使は異議を唱へた爲め、明治二十一年一月十四日伊藤兼攝外相は兎に角概ね最惠國

待遇の基礎により華盛頓に於て日墨國に暫定的條約を締結すべき旨の覺書を交換するに至つた。

大隈草案 明治二十一年二月一日大隈外務大臣就任するに至るや五月十二日駐米陸奧公使赴任を機とし同公使をして日墨條約談判の開始を訓令したが、該談判の基礎は全然先きにデニソン氏に起草せしめた條約草案によらしめた。即ち墨國は通商航海上の事項に關し日本に於て相互規定の下に最惠國待遇を受けるけれども、本邦在留墨國人民は居留地内に於ても我法權に服従せしめることとした。換言すれば墨國人民に對しても日本内地を開放せず其居住は居留地内に限定し墨國人は他の條約國民と異り居留地内に於ても我法權に服従せねばならぬと云ふのである。依て當初ロメロ公使は右本邦提案は墨國民をして諸外國民の下に立たしめるのみならず、墨國のみ獨り領事裁判權を抛棄するものなるを以て他の諸外國の惡感を招く處ありとなし容易に之れを承諾しなかつたが、漸く明治二十一年十一月に至り陸奧公使は彼をして我提案に同意せしめるの運びに至つた。然る處右新條約調印の間際に至り大隈外相は突然前議を翻し墨國に向つて我法權に服従する條件の下に墨國人に日本内地を開放することを提議するに至つた。蓋し大隈外相が我より進んで内地開放を墨國に提議したのは、同外相の條約改正方針上重大な理由の存するものであつた。

抑も安政條約中の最惠國條款を無條件主義に解するときは各國別別に條約改正を行ふことが出来ないものである。自然井上外相が採用した所謂合同談判の方法を採用せざるを得ない。何となれば一國と新條約を結び國權服従を條件として内地を開放したならば、新條約を結ばない國は安政條約による領事裁判權を留保しながら直に其の最惠國條款により無條件に内地開放の利益に均霑することを要求するからである。故に安政條約中に規定する最惠國條款を有條件に解することは本邦條約改正事業上至要の事であつた。素より大隈外相は條約改正遂行上有條件主義を實行することを至要とする意見であつた。けれども未だ右主張を外國に試みるの機會を得なかつたのであるが、今や墨國との條約締結に際し其の機會を捉へたのである。即ち先づ墨國人に内地居住の利益を與へ他の條約各國より之が均霑の請

求あるを俟つて斷然拒絕し以て本邦は最惠國條款に關し有條件主義を堅持することを宣明しようと考へたのである。依て大隈外相は日墨條約案第四條として左の條項を挿入することを提議した。

「日本皇帝陛下は本條約前條(通商、航海、往來、住居及び營業の自由に對し最惠國待遇を與ふべきことを規定す)により日本國に渡來する墨士哥國人民に附與したる特權の外、茲に此條約に記載せる數個の條款に對し(In consideration of the several stipulations of this treaty)別に同國人民に許與するに皇帝陛下の領地内及び其の所屬地各所に入來し又は滞在住居し、同所に於て家屋倉庫を借受け、又は總て正業に屬する天產物、製造品及び各種商品の卸賣若しくは小賣營業及び其の他一切合法の職業に従事するの特權を以てす」

日墨條約 右我新提案は陸奧公使の盡力により其の儘墨國側の承諾する所となり、日墨修好通商條約は明治二十一年十一月三十日華盛頓府に於て陸奧(宗光)駐米公使と墨國駐米公使ハム・ロメロ Matias Romero との間に調印せられるに至つた。本條約は十一ヶ條より成り全然相互對等の基礎の上に規定せられ、

第一條に兩國及其國民の間に永遠無窮の平和親睦あるべきを、

第二條に本條約の各條款に牴觸せざる限り相互の外交官及領事官は最惠國の外交官及領事官と同様の特權免除を享有すべきを、

第三條に兩國領土間には通商航海の自由あるべきこと、兩國國民は其の船舶を以てする貨物の輸出入、滞在及居住に關する事項に付最惠國待遇を受けること、竝に家屋、倉庫を借受け、且小賣卸賣業に従事し得べきことを、

第四條に於て前記の通り墨國民は本邦法制に服従の條件の下に内地居住の利益を得べきことを、

第五條に於ては純然たる米國主義の有條件最惠國條款を、

第六條に於ては噸稅、燈臺稅、水先案内料、難波船の救助及其の他の諸稅に付兩國船舶に對する最惠國待遇を、

第七條に於て兩國製產品に關する輸出入税の賦課及輸出入禁止に付最惠國待遇を規定し、

第八條に於ては墨國が日本に於て領事裁判權を有しないことを明かにする爲め特に「日本國又は其の領海に來る墨

士哥合衆國の人民及び船舶は、日本國又は其の領海にある間は、墨士哥合衆國及び其の領海に到る日本皇帝陛下の臣民及び船舶か墨士哥國の法律及び其裁判管轄に服従すると同様、日本國の法律を遵奉し且其裁判權に服従す

べきものとす」なる相互的規定を設け、

第九條に本條約は批准交換後直ちに實施し又通告後何時たりとも六ヶ月の豫告期間を以て廢棄し得べきを、

第十條に日本文、西班牙文及英文を以て條約文を作成し、異義ある場合には英文によるべきことを、

第十一條に本條約の批准書交換は華盛頓に於て成るべく速に行ふべきを規定した。

斯の如く全然大隈外相希望の如く調印せられた日墨新條約は其の後明治二十二年六月六日華盛頓に於て故障なく批准書交換行はれ直ちに實施せられた。我政府に於ては之が爲め同年七月外務省令第三號を以て墨士哥國人國籍證明規則を發布し右國籍證明書を帶有する墨國人に向つて他の條約外國人と異なり旅券交付を受くることなく本邦内地を無制限に其の旅行居住及通商の爲め開放した。尤も大隈外相は本條約の調印の結果墨國人のみに内地居住權を許與するときは勢ひ他條約國との間に最惠國條款の解釋上國際紛議を惹起することを覺悟した。依て之れに豫め備へるため上記日墨新條約第四條は條約實施後何時たりとも日本よりの通告により廢棄し得ることを約せる祕密公文を條約調印と同時に彼我全權の間に交換を了して置いた。右祕密公文交換のことは其後今日に至る迄極秘に附せられ未だ文書の公表せられたものなきも右消息は日墨條約交渉の際大隈外相が閣議に提出した閣議案に詳かである。

英・佛の要求と大隈回答 明治二十二年六月六日愈々日墨新條約の實施せらるるや果然英國公使フレーザー Hugh Fraser は七月二十九日付大隈外相宛公文を以て

「女皇陛下の政府は千八百五十八年（安政五年）條約第二十三條に基き英國臣民の爲めに新條約に依て墨西哥人民に附與せられたる特權其他（即ち該條約第四條を以て讓與せられたる旅行並に住居の權利共）に關し自由且均等の均霑を要求するの權利を有する旨と自認す」

なる旨を申越し墨國の得た内地居住及通商の權に無條件均霑のことを要求した。

之れに對し大隈外務大臣は豫て覺悟することとて明治二十二年八月三日付公文を以て回答を送り、右の中に於て詳細確然と有條件最惠國主義を主張し、英國が治外法權を保有しながら墨國の有する權利に均霑することの不當なるを述べた。即ち

「帝國政府は墨西哥國政府と談判を開始することを諾するに前たち其の會て各國と締結したる條約中に載する所の最惠國條款の趣意如何に就き深く審議を遂げ、條件を付して第三國に付與したる特權の享有を無條件にて當然要求することを得せしむるか如き約束は、何國とも締結したることなき旨を研究會得したる上に、初めて此の條約を相結ひ候。右の次第は今更ら貴公使に申進する迄も無之義と存候。將又帝國政府に於て若し前述の決斷なかりせば安心して締盟各國と國別單獨の談判に着手することを得さりし義に可有之候。結尾に臨み本大臣が貴公使に申進し度は、帝國政府は如何なる方法にても貴國政府及び臣民に對し、他に比して不利なる待遇を與ふるの意思は毛頭も無之のみならず、如何にもして之を最惠の國民と純粹均一の地位に置くことを欲するものに有之候處、帝國政府の意見に因れば特權の享有に隨伴したる總ての條件を貴國に於て承諾するにあらされは、之を爲さんと欲するも爲すこと能はすとの儀に有之候」

尤も當時大隈外相と改正條約交渉中であつた在本邦英國公使フレーザー Hugh Fraser 宛明治二十三年七月二十七日付外務大臣ソールズベリー卿よりの訓令中に於て「英國人の爲め日本内地旅行券を請求するの必要ある場合には日

墨條約により墨國民の得たる特權に安政條約第十八條により均霑の權利あることを留保し置くべし、尤も右留保する爲め英國は日本との條約改正に付其の態度を變更せるものと認めらるるが如きことなかるべき」を注意して居るを見れば強い最惠國條款に關する大隈外相の條件主義を排し之が爲め改正條約の締結を犠牲にする迄の意向はなかつたことを察するに足る。

同様佛國も亦英國の輦に倣ひ明治二十二年八月十二日佛國公使シェンキエウキチより墨國の得た内地居住及通商の新特權に均霑のことを要求した。尤も右公文は英國公使よりの公文に比し字句穩當なものであつて、「過日日本政府が條件を以て墨西哥國の人民に付與したる、日本内地を旅行、住居するの權利は、千八百五十八年日佛條約第十九條により、佛國人民にも及ぼさる權利にして之を將來の爲めに保留し置くを必要と思考致候」と云ふに過ぎなかつた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷附錄日墨締約一件

2 同右四文書參照

第三節 各國との條約改正交渉顛末

第一款 對米交渉

對米提議 明治二十一年十二月十八日大隈外相は外務省に於て改正條約案を在本邦米國公使ハッバードに手交し、前節中に説明した如く該條約改正案の要綱を説明する外、石油の協定稅率を井上條約改正當時以來の米國公使の希望を尊重し毎十米瓦邦貨十九錢に輕減することを承諾した。同公使は一件書類を熟讀した後「一點の異議なきも石油の稅率を更に十八錢に輕減されたい」旨を述べた。大隈外相は直ちに之に同意を與へたところ「早速其の大要本國に電報

し條約調印に關する全權委任狀の下付を乞ふべし」と答へた。依て大隈外相は直ちに電報を以て在米國陸奧公使に對し米國との條約改正交渉開始に關する訓令を送り、同時に十二月十八日付兩機密信及機密内信を以て詳細訓令するところあつた。右訓令書中に於て「井上外相案に對し本邦官民に於て強硬な反對あり終に同外相の辭任となつたことは同公使に於て篤と承知の通りなるに付、今次の改正條約案に於ては右井上案に對し本邦朝野に於て最も反對して居る點を除去するを目的として起草せられ、之れが爲め既に條約改正會議に於て議決済みの裁判管轄條約案は之を廢棄し、其の代りとして兩外交文書を交付し外國人をして帝國裁判權服從に付き充分安心すべき様の保障を提供するものであること、和親通商航海條約に於ては新條約實施に伴ふ過渡的五ヶ年期間に於て、彼我裁判權の調節に關し特別規定を設けた外、努めて相互對等の原則を以て自由な規定を設けたこと、並に新條約に附屬せしむべき輸入稅目、貿易規則及び保税倉庫規則は新條約中の通商航海に關する諸規定と共に總て明治二十二年七月十八日の通商事項取調委員會に於て之を承認せるものを採用したこと」を説明した。更に輸入協定稅目稅番第三二五號石油に付ては「明治十五年五月十一日條約改正豫備會議に於て井上外相の提出した原案に於ては從價基礎二割であつたけれども、其後米國公使より強硬に稅率引下げ方の要求があつて右通商委員會案に於て從價一割五分基礎に輕減して居るが、今回の本邦提案に於ては右基礎割合を從價一割五分による從量稅率を算定するに付手心を加へ、十英瓦に付邦貨二十二錢即ち十米瓦十八錢としたこと、從て右石油の從量稅率を現輸入價段に比するに從價一割以下に相當するに過ぎず、即ち當初井上外相より提議せる輸入協定稅原案に於て十英瓦に付五十九錢であつたものに比すれば約三分ノ一以下に激減せられた勘定であること」を述べ、開國以來常に本邦條約改正に付最も同情ある立場を採つた米國政府に於ては此の儘本邦提案を受諾する様に希望した。又「伊藤前總理が在本邦獨逸公使歸國の際に爲した約束により止むを得ず十一月二十六日獨逸代理公使に對し改正條約案を交付したが、米國政府に對しては從來の例に於けるか如く米國との間に率先新